

平戸あごプロモーション業務委託 プロポーザル実施要項

1. 目的

平戸市は、日本でも有数の「トビウオ（あご）」の水揚げを誇っており、昔ながらの炭火焼きあご、塩あごなど多くのあご加工品が製造されている。こうした魅力を全国にPRし、あごの産地としての認知度・イメージを向上し、興味・関心を高めることで本市あご商品の消費拡大につなげるとともに、地域団体商標取得に関わる「平戸あご」を広く周知することを目的として、公募型プロポーザル方式により優れたアイデアを募集するため、必要な事項を定める。

2. 実施概要

- (1) 業務名 平戸あごプロモーション業務委託
- (2) 発注者 平戸市
- (3) 業務内容 別紙「平戸あごプロモーション業務委託仕様書」のとおり
- (4) 履行場所 日本国内（首都圏、福岡県、長崎県内をメインエリアと想定している）
- (5) 業務期間 令和7年7月1日から令和8年2月28日まで
- (6) 提案上限額 11,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）
※ 提案内容に関わらず、この上限額を越える提案は無効とする。
- (7) 選定の方法 公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）
※本プロポーザルでは、平戸あごプロモーション業務委託評価基準により、提出書類及びプレゼンテーションにより候補者を選定する。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 平戸市建設工事指名停止措置要領（平成19年平戸市告示第104号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第225号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 平戸市暴力団排除条例（平成24年平戸市条例第22号）第2条に規定する

暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

(6) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

なお、申請書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。

また、同一事業者や関連事業者において、適正な競争性が阻害される恐れがある場合は、その参加資格を取り消すことができるものとする。

4. 実施スケジュール

項目	期間等	備考
募集開始	令和7年4月10日（木）	市のホームページ
質問受付	令和7年4月10日（木）から 令和7年4月30日（水）まで	電子メールのみ受付 メールアドレス bussan@city.hirado.lg.jp
質問回答	令和7年5月9日（金）	市ホームページ
参加申込締切日	令和7年5月23日（金）	持参又は郵送
企画提案書等の 提出期限	令和7年5月30日（金） 午後5時まで	持参又は郵送
プレゼンテーション	令和7年6月中旬予定	時間・場所は後日連絡

5. 申請手続き

参加申込書及びプロポーザル実施要領等の公募に関する資料・様式は、本市ホームページからダウンロードすること。

- (1) 提出書類 参加意向申出書（様式1）
- (2) 提出期限 令和7年5月23日（金）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）
- (4) 提出先 平戸市商工物産課 物産振興班（13 問合せ先参照）

6. 質問受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式2）を電子メールに添付して以下の提出先アドレスに送付すること。

なお、電子メールの件名は「平戸あごプロモーション業務委託質問書（事業者名）」とすること。

- ①提出書類 質問書（様式2）
- ②提出期限 令和7年4月10日（木）から令和7年4月30日（水）まで

③提出方法 電子メール

④提出先 平戸市商工物産課 物産振興班（13 問合せ先参照）

（2）質問及び回答の公表

参加者からの質問及びその回答は、質問者名を伏して、平戸市ホームページに公表する。なお、候補者の選定において公平性が保てない質問については回答しない場合がある。

①回答日 令和7年5月9日（金）

②回答方法 平戸市ホームページ上で回答予定

7. 企画提案書等の提出

（1）提出書類

①企画提案書提出届（様式3）1部

②会社等概要（参加者の沿革、従業員数、事業所（拠点）などを記載する書類。任意様式、既存パンフレット等で可）1部

③企画提案書（任意様式）原本1部、コピー5部

④業務の実施体制（様式4）

⑤類似業務等実績書（様式5）

※類似業務とは、国又は地方自治体から直接受注した業務で、かつ、令和2年度（2020年度）以降に履行が完了した業務実績とする。

⑥見積書（任意様式、A4版）

⑦誓約書（様式6）

⑧履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）写し可

参加者の法人登記を証する書類。法務局が発行する商業登記簿謄本 1部

⑨直近2年分の財務諸表 ※新たに設立する事業者等は提出不要

⑩納税証明書（国税及び地方税の納税証明書の写し又は未納がないことの証明書の写し（直近事業年度で提出期限が3か月以内のもの。））

（2）提出期限 令和7年5月30日（金）午後5時

（3）提出方法 「特定記録郵便」、「簡易書留」、「書留」のいずれかによる郵送又は持参（平日8時30分～17時まで。土日祝祭日は除く。）

（4）提出先 平戸市商工物産課 物産振興班（13 問い合わせ先参照）

8. プレゼンテーション

（1）実施日 令和7年6月中旬予定（※開始時間等詳細は、別途連絡）

（2）実施場所 別途通知する。

（3）出席者 業務担当者を含めた3名以内

（4）内容 企画提案の説明30分以内及び質疑応答15分以内で実施

9. 選定方法

(1) 選定手順

平戸市文化観光商工部において、下記の評価項目について、総合的な評価を行い、基準点を満たした事業所の中で、得点が最も高い事業者を1者選定する。ただし、第1位の事業者が契約を締結しない場合は、順次得点の高かった事業者を次点の候補者とする。

(2) 評価項目の概要

- ①基本方針の評価
- ②提案内容の評価
- ③期待される効果の評価
- ④事業者の総合評価
- ⑤見積委託料の評価

(配点については、平戸あごプロモーション業務委託事業者選定にかかる審査基準 別紙 審査項目のとおり。)

(3) 選定結果

選定結果は、令和7年6月下旬に全ての企画提案者に対して書面で通知する。

(4) その他

プレゼンテーションは非公開とする。

10. 契約手続

業務仕様書及び候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、平戸市財務規則に基づき契約を締結する。企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、契約予定事業者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額などの調整を行うことがある。候補者との協議が成立した場合に業務委託契約を締結することとする。契約書の作成にあたっては、受注者と市が内容を協議し、契約を締結するものとする。

11. 失格

次のいずれかに該当することとなった場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (4) 見積額が委託料の上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

12. その他

- (1) 応募に係る費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等の著作権については、参加者に帰属する。ただし、市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用する権利を持つものとし、参加者は著作者人格権のうち公表権を主張し得ないものとする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出書類の提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託事業者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、平戸市情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。
- (7) 本業務に当たり、受託事業者は本業務の主たる業務を再委託してはならない。
- (8) 契約締結後であっても、談合その他不正行為が発覚した場合は、契約を解除することがある。
- (9) 本プロポーザルについて、緊急等やむを得ない理由により実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを中止し、又は取り消すことがある。なお、この場合において、本プロポーザルに要した費用を発注者に請求することはできない。
- (10) 参加申込書を提出した後、参加を取り下げる場合は、辞退届（様式7）を提出するものとする。

13. 企画提案書の提出・問い合わせ先及び提出部数

①提出場所 〒859-5192

長崎県平戸市岩の上町 1508-3 平戸市商工物産課

電 話：(直通) 0950-22-9141 F A X：0950-23-3399

E-Mail:bussan@city.hirado.lg.jp